

第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～

第1章では、計画策定の背景として、近年の気象概況や災害事例を述べるとともに、国及び県におけるこれまでの対策等について整理する。

1 近年の災害事例とその傾向

(1) 近年の気象概況

平成26年8月豪雨の発生

広島市で大規模土砂災害が発生。三重県では初の大雨特別警報が発表。台風の発生傾向～巨大化する台風～

台風の勢力が強くなる傾向。台風の発生が深刻な状況となりつつある。

大雨の発生傾向～極端な降雨が全国各地で頻発～

大雨の観測回数が増加。各地で観測史上最大の降水量を記録。

竜巻や大雪などの発生状況

竜巻の発生が多く報告。その突発性と危険性が注目される。

平成26年2月に太平洋側で大雪。三重県南部に初めてとなる大雪警報が発表。

(2) 近年の災害事例

台風に伴う大雨などによる災害事例～被害が甚大化する傾向～

洪水被害は、被害面積あたりの被害額が増加傾向。

土砂災害の発生は増加傾向。最近10年間の発生件数は、30年前の10年間と比較して、約1.5倍に増加。

平成16年台風第21号では、死者・行方不明者10人、6,246世帯の住家被害が発生。

平成23年紀伊半島大水害では、死者・行方不明者3人、2,763棟の住家被害が発生。

竜巻、大雪などによる災害事例

本県では、竜巻や大雪によって深刻な人的被害が発生した事例はまだないものの、竜巻は沿岸部・内陸部を問わず県内各地で発生。

また、平成26年2月の大雪では、帰宅困難など生活支障が発生。

2 国の風水害対策の取組

(1) 災害対策法制の見直し

伊勢湾台風を契機に災害対策基本法を制定。東日本大震災の発生を受けて法改正。平成11年広島豪雨災害を契機に土砂災害防止法を制定。平成26年広島土砂災害の発生を受けて法改正。等

(2) 新たな防災気象情報の提供

平成16年に相次いだ豪雨災害を受けて、土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報等の市町村単位での提供を開始。

紀伊半島大水害を受けて、特別警報の提供を開始。等

(3) 国における対策検討と打ち出された方針

国土交通省においてタイムライン策定に向けた検討に着手(H26.1～)。

内閣府が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定(H26.9)。等

3 三重県の風水害対策の取組

(1) 三重風水害等対策アクションプログラムの推進

10本の施策の柱を掲げ、対策を推進(平成22年度～26年度)。

(2) 紀伊半島大水害の発生をふまえた県災害対策本部体制などの見直し

県災害対策本部体制の見直し、派遣班の創設と市町への支援、総合防災訓練の見直し(住民参画)。等

(3) 三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直し

本計画の策定と合わせ、タイムラインの考え方を取り入れた「台風接近時の減災対策」を新たに盛り込むなど、平成26年度に見直しを実施。

第2章 計画策定の背景～近年の災害事例から見えてきた課題～

第2章では、前章で述べた、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等によりもたらされた災害事例の検証を通じて、見えてきた課題を整理する。

1 平成23年紀伊半島大水害の検証

当時の行政(県)の対応について検証。

(活動体制)

災害対応体制へ移行するための基準などが明確でなく、結果として、日常の業務体制から非日常の災害対応体制への切り替えが徹底できなかった。

通常の配備要員より増強するなど、災害に応じた配備体制強化のあり方に課題があった。

(情報収集)

市町、関係機関及び各部からの情報を正確に把握するのに時間を要した。

(情報分析及び対策立案)

情報収集作業が事実確認にとどまり、情報分析から対策の立案・実行へと展開できなかった。

(人的支援)

市町への人的支援の実施に時間を要した。

(情報提供)

災害状況や災害対策本部の取組状況をスムーズに広報(情報提供)することができなかった。



紀宝町高岡地区

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（2/4）

2 平成26年8月豪雨の検証

(1) 平成26年台風第11号に伴う三重県内の豪雨

市町への調査や意見交換等を通じて検証。

(避難勧告・指示の発令基準の整備・再点検)

避難勧告・指示の発令基準が未整備、あるいは整備済の市町であっても、発令のタイミングや対象地区の設定など運用の面で課題が明らかになった。

(避難所の迅速な開設)

避難所開設を待ったので、避難勧告等の発令に時間を要した事例があった。

(大雨特別警報への対応)

特別警報発表時の避難勧告等の基準が整備されていないという課題が明らかになった。

(避難情報の伝達)

適切な避難行動を促すため、避難情報を住民にどのように伝達するかで苦慮した事例があった。

(避難勧告・指示、土砂災害警戒情報、特別警報等への住民の理解)

避難勧告・指示の意味や土砂災害警戒情報、特別警報等の災害情報が住民に浸透していないという課題が明らかになった。

(2) 平成26年8月の広島市内での豪雨による土砂災害

発災直後の報道内容等から整理。（現在、市において検証作業を実施中）

- ・十分でなかった行政による防災気象情報の活用
- ・行政の体制確保、初動対応の遅れ
- ・避難勧告・指示の発令にかかる判断の遅れ
- ・地域で起こりうる災害についての住民の認識不足
- ・風水害や防災気象情報についての住民の理解不足 等

3 近年の風水害事例の検証

(1) 近年国内で発生した豪雨災害の検証

紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨を除いた過去の発生事例から検証。

- ・台風時に、田や畑を見に行くなど「能動的に危険に接近した」ことによる人的被害も多い。
- ・ハード整備は、これまでの風水害において一定の効果を発揮している。

(2) 竜巻等の突風被害の検証

過去の発生事例から検証。

- ・竜巻注意情報が発表されたときには、既に切迫した状況であることが多い。
- ・直前対応がとられたかどうか、人的被害の有無にも左右する。

(3) 平成26年2月の大雪被害の検証

さまざまな支障が連鎖的に発生。

- ・道路交通等に関する支障や被害、孤立の発生、帰宅困難者の発生。 等

4 見えてきた課題

発生から発災までのリードタイムの有無により、風水害は、「発災までに時間的余裕のある風水害」と「時間的余裕のない風水害」に大別することができる。

この時間差に着目し、課題を整理。

さらに、この整理にあたっては、行政における対応面での課題と、住民の皆さんに求めていく必要がある課題に分けてまとめる。

(1) 発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題

～ 時間的余裕のある風水害(台風、雪)に対しては、発災までの時間(リードタイム)を有効に活かしていく必要があるが、十分に活かしているのか！～

【行政側の課題】

- ・迅速な初動体制の確保
- ・関係機関による情報共有
- ・避難勧告・指示等の発令にかかる的確な判断
- ・災害情報の伝達
- ・風水害に備える基盤施設の整備

【住民側の課題】

- ・地域で起こりうる災害についての認識
- ・風水害や防災気象情報についての理解
- ・避難情報の理解と的確な避難の実施
- ・災害から地域を守る組織づくり、人づくり



(2) 発災までに時間的余裕がなかった災害事例から見えてきた課題

～ 時間的余裕のない風水害(局地的大雨、竜巻)に対しては、(時間的余裕のある風水害以上に)その特徴を知り、日頃の備えを怠ってはならない！～

【行政側の課題】

- ・避難勧告・指示等の発令にかかる迅速な判断

【住民側の課題】

- ・地域で起こりうる災害についての認識(再掲)
- ・風水害や防災気象情報についての理解(再掲)
- ・避難情報の理解(再掲)
- ・とっさに身を守る迅速な避難の実施
- ・災害から地域を守る組織づくり、人づくり(再掲)

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（3/4）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、計画の策定目的のほか、地震・津波対策だけでなく風水害対策においても、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理する。

1 計画策定の目的と「防災の日常化」

(1) 目的

第2章でまとめた課題に的確に対応していくため、今後の風水害対策の方向性と道筋を示すとともに、着実に対策を推進する。

(2) 「防災の日常化」

地震・津波対策に引き続き、風水害対策においても、「防災の日常化」をめざす。地震・津波対策は「いつか来る」災害への対応。そこで、「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」が大事。
一方、風水害対策は「いつも来る」災害への対応。そこで、文字どおり、「日々の備え」としての「防災の日常化」が重要。

2 それぞれの取組主体に期待される役割

県民や事業者の皆さん、防災関係機関、市町、県など、それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進める。

第4章 計画の基本事項

第4章では、計画の位置づけ、「三重県新地震・津波対策行動計画」との関係について述べるとともに、施策体系により、対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を推進するための行動計画。基盤施設等の緊急整備、災害対応力強化に向けた体制整備など、「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な風水害対策の計画。

2 三重県新地震・津波対策行動計画との関係

防災啓発や防災教育の推進、災害時要援護者への支援、避難生活の支援体制の充実など多くの対策は、風水害対策と地震・津波対策の両方を兼ね備えている。
そこで、共通する行動項目については、「三重県新地震・津波対策行動計画」から抜粋・整理、必要な修正等を行い、本計画の「第6章」に掲載。

3 施策体系

発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿った対策として取り組むことができるよう、「施策の柱」には、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据えた。
そして、総合的な風水害対策の計画とするため、これらの柱のもとで、必要となる施策を、21の「施策項目」として分類



4 計画期間

3年間（平成27年度～平成29年度）

5 進行管理

毎年の進捗状況を防災対策部でとりまとめ公表。

三重県新風水害対策行動計画（仮称）の構成案について（4/4）

第5章 課題解決に向けた重点的取組

第5章では、第2章でまとめた近年の災害事例から見えてきた課題の解決に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

近年の風水害被害や対策上の課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を、7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらの「取組」を進めていくうえで必要と考えられる行動項目を、第6章から選択して、「重点行動項目」として選定。計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

（重点的取組1）

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

（重点的取組2）

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組3）

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

（重点的取組4）

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

（重点的取組5）

すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

（重点的取組6）

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

（重点的取組7）

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

第6章 行動計画

第6章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策／土砂災害対策）」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進める。

2 発災前の直前対策及び発災後対策

「発災に備えた直前対策の強化」、「災害対策本部の機能強化」など、発災前の直前期における備えを進めるとともに、災害発生直後の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進める。

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「被災者の生活再建支援」など、被災後の生活環境の回復や生活再建への支援など、災害から立ち直り、平穏な生活を取り戻すため、事前に講ずべき対策を進める。

参考資料

1 三重県新風水害対策行動計画の策定の流れ

2 県・市町等が発行している防災ガイドブック等

防災・減災についての、より深い理解や行動促進につなげていくため、県や市町等が作成し発行している防災ガイドブック等について一覧化。

3 用語の説明